



日医発第 1110 号 (法安 138) F

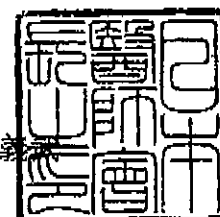
平成 26 年 2 月 10 日

都道府県医師会長 殿

郡市区医師会長 殿

日本医師会

会長 横倉 義孝



平成 26 年度日本医師会「医療安全推進者養成講座」実施要項について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から医療安全の推進につきましては、種々ご高配をいただき深く感謝いたしております。

さて、日本医師会「医療安全推進者養成講座」は、平成 13 年度の開設以来、毎年度継続して実施してまいりましたが、このたび平成 26 年度も開講の運びとなりました。具体的な教育カリキュラム、受講申し込み方法等は別紙に記載のとおりです。

医療をとりまく環境は、めまぐるしく変化しており、高度化・複雑化する医学・医療技術や、国民の疾病構造の変化・価値観の多様化に対応するため、医療関係職種には常に新たな知識の修得が求められています。また、医療機関において合理的かつ適切な安全管理を実施するために、安全管理に対する知識と技術を身につけた人材を育成・確保することは大変重要であります。

医療を提供する立場の者として、医療の安全を守るために努力することは、当然の責務であります。貴会におかれましても本事業の重要性をご理解賜りますとともに、周知方ご高配いただきたくよろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、2 月 20 日号の日医ニュースに掲載いたしますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

平成 26 年度 日本医師会医療安全推進者養成講座 －受講者募集のご案内－

この度、日本医師会では、平成 26 年度医療安全推進者養成講座（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月）の受講者を募集することといたしました。講座の目的、対象者等は次のとおりです。応募方法に沿ってお申し込みください。

講座の目的

医療機関において、合理的かつ適切な安全管理を実施するためには、安全管理に対する知識と技術を身につけた人材の確保が必要です。本講座は、医療事故や紛争の背後にある本質的な問題にアプローチできる人材を育成・養成することによって、組織的な安全管理体制の推進確立を図ることを目的とします。

受講対象者

医療、福祉の現場で医療の安全推進に取り組んでいる方を重視することとし、現在、医療機関、福祉関連施設の従事者および都道府県医師会、郡市区医師会の苦情・相談受付窓口業務担当者等で、医療の安全管理に対する強い意欲と高い関心を有する方を対象とします。

定員等

受講定員	修業年限	教育方法
1,000 名	1 年	月 1 回のペースで受講者専用のホームページに掲載するテキストと演習問題を中心とした <u>e-learning 形式</u> の通信制講座（年 1 回の講習会開催）

注）本講座は e-learning 形式につき、インターネットを使用できる環境（ホームページの閲覧、E-mail の使用、動画の視聴等）にあることが必須要件になります。

教育カリキュラム

(平成26年2月時点予定。カリキュラムは一部やむを得ず変更になる場合がありますことをご了承ください。)

講座内容	① 医療安全対策概論 ② Fitness to Practice 論 ③ 事故防止職場環境論 ④ 医療事故事例の活用と無過失補償制度 ⑤ 医療事故の分析手法論 ⑥ 医療施設整備管理論 ⑦ 医薬品安全管理論 ⑧ 医事法学概論 ⑨ 医療現場におけるコーチング術 講習会は平成26年10月5日(日)に東京(日本医師会館)にて開催 (プログラム詳細については決まり次第ご案内) 講習会に参加できない場合は、後日配信される動画を視聴しレポート提出
------	---

修了証の発行

下記の要件を満たした受講者に対し、日本医師会長名で「医療安全推進者養成講座修了証」を発行する。

- ・ 全教科の演習問題に
- ・ 締め切り期限内に回答を送信し
- ・ 各教科の回答が6割以上正解すること。

かつ

- ・ 10月5日(日)開催の講習会に出席、もしくは後日配信される動画を視聴し期限内にレポートを提出すること。

受講料

年間 30,000 円 (税込)

応募方法**1. 申し込み方法**

- ・ 日本医師会ホームページ内「医療安全推進者養成講座案内」

<http://www.med.or.jp/anzen/kz/14entry/index.html> に掲載している「募集要項」を参照し、申込フォームに必要事項を入力して申込んでください。

ホームページ上からのお申込のみとなります。

- ・ 申込フォームに入力頂いたメールアドレスへ、仮受付けのご連絡(仮受付け番号記載)を送信いたします。その後、受講料の払込取扱票を郵送いたしますので最寄りの金融機関にて納付してください。受講料の入金確認をもって正式な受付けとなります。

※受講要件として、インターネットを使用できる環境にあること(ホームページの閲覧、E-mailの使用、動画の視聴等)が必須となります。

2. 締切り

- ・ 平成26年3月14日(金)